

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置についての禁止区域及び禁止地域から除く区域の指定

平成 20 年 3 月 28 日

告示第 49 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日 告示第 78 号

八戸市屋外広告物条例（平成 19 年八戸市条例第 60 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置についての禁止区域及び禁止地域から除く区域を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

1 禁止区域

(1) 条例第 5 条第 2 号の規定により指定する区域

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条の規定により重要文化財に指定された建造物の周囲 50 メートル以内の区域

(2) 条例第 5 条第 3 号の規定により指定する区域

青森県文化財保護条例（昭和 50 年青森県条例第 46 号）第 4 条第 1 項の規定により県重宝に指定された建造物の周囲 50 メートル以内の区域

(3) 条例第 5 条第 7 号の規定により指定する区間

県道八戸階上線(大字鮫町字下松苗場 14 番地 33 から大字金浜字塩竈 4 番地 1 までの区間に限る。)

(4) 条例第 5 条第 8 号の規定により指定する区域

次に掲げる道路又は鉄道から展望することができる地域で、路肩端又は路盤端から 100 メートル以内の区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた商業地域を除く。)

ア 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線

イ 一般国道 45 号（百石道路の区間に限る）

ウ (3) に掲げる道路

エ 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線

2 禁止地域から除く区域

(1) 条例第 5 条第 6 号の規定により指定する区域は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定により、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて認可した建築物の存する敷地の区域とする。

(2) 条例第 5 条第 6 号の規定により指定する区域は、種差海岸階上岳県立自然公園のうち、都市計画法第 5 条第 1 項の規定により八戸都市計画区域に指定された区域（条例第 5 条第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号から第 15 号までの規定による禁止区域を除く。）とする。

前 文（抄）（平成 21 年 3 月 27 日告示第 78 号）

1 については平成 21 年 10 月 1 日から、2 については平成 21 年 4 月 1 日から適用する。